

多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言

現行の指定都市制度は、65年前に暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化などの課題や圏域全体の活性化・発展のけん引役として指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度にはなっていない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。

こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行され、二度目の住民投票が実施された一方で、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度に関する法的整備はされていないなど、均衡の取れた大都市制度とはなっていない。

大都市制度について検討がなされた第30次地方制度調査会において、「特別市（仮称）」の検討には意義があるとされたものの、当面の対応として道府県から指定都市への権限移譲が徐々に進められているのみであり、制度創設に向けた検討は進んでいない状況である。また、特別自治市など大都市制度への理解は十分に深まっているとは言えず、指定都市市長会としても意義やメリットを整理し伝えていくことで、市民理解を高めていく必要がある。

このような状況を踏まえ、指定都市市長会は令和2年11月に「多様な大都市制度実現プロジェクト」を立ち上げ、このたび最終報告を取りまとめた。

特別自治市は、二重行政の完全な解消による市民サービスの向上はもとより、東京一極集中の是正と圏域の発展、日本の国際競争力を強化するとともに、その効果を国内に広げ持続可能な地域社会の実現を図るものである。

新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえ、国と地方の役割分担や事務権限のあり方が課題となっており、経済財政運営と改革の基本方針2021においても、国と地方の関係に加え、大都市圏における都道府県と指定都市を含む市町村との関係も含め、次期地方制度調査会等において検討を進め改善に向けて取り組むとされたところである。これらの検討にあたっては、基礎自治体の「現場

力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市が、将来にわたってその責任と役割を存分に果たすため、特別自治市制度の法制化を含めた多様な大都市制度のあり方についても議論がなされることが不可欠である。

国や政党においては、大都市制度の議論を加速化させ、特別自治市制度の法制化による多様な大都市制度の早期実現を図り、住民の意思を踏まえて地方自治体が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、下記のとおり提言を行う。

記

特別自治市（第30次地方制度調査会答申では「特別市（仮称）」）は、同調査会で検討の意義が認められており、国や政党においては、このたび指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」が取りまとめた最終報告も踏まえ、特別自治市の法制化について検討を行うとともに、次期地方制度調査会等において特別自治市の法制化に向け議論の加速化を図ること。

また、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対し、地域の実情に合わせた事務・権限と税財源の更なる移譲をより積極的に進めること。

令和3年 月 日
指定都市市長会